

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月

私は、昭和 61 年 12 月頃会社を退職し、同時期に A 市役所で国民年金に加入した。保険料は、自分で A 市内の金融機関に納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 12 月頃 A 市役所で国民年金に加入し保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、62 年 3 月頃に払い出されたものと推認され、その時点からすると申立期間は保険料の納付が可能な期間である。

また、申立人は申立期間以外に未納期間は無い上、1 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から45年3月までの期間及び46年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から45年3月まで  
② 昭和45年7月から48年3月まで

私は、ねんきん特別便が郵送され、国民年金保険料の納付記録について照会したところ、未納期間があることを知った。父が国民年金の加入手続きを行い、結婚後もしばらくの間は父が国民年金保険料を納付してくれたが、A村（現在は、B町）から戸籍が移動したのだからこちらでは納付できないと言われ、C区で申立期間①の保険料を遡って納付した記憶があり、D市に移動してからは、同市から今なら未納期間の保険料が納付できると聞き、申立期間②の保険料を遡って納付した記憶がある。申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その父が国民年金の加入手続きを行い、結婚してC区に移動した後も国民年金保険料を納付してくれていたものの、移動前のA村から「籍を移動したのだからこちらで保険料を納付することはできない。」と言われ、しばらくの間は保険料を納付していなかったが、今なら未納期間の保険料が納付できるとC区役所で言われた際に、申立期間①の保険料を遡ってまとめて納付したとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和35年10月頃に払い出されたと推認され、そのことから、申立期間①は保険料を納付できた期間である上、申立人

が、C区に移動した42年1月以後も申立期間①直前の43年12月までの保険料を移動前のA村で納付したことが、申立人が所持している国民年金手帳により確認できることから、申立人の主張に信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

また、申立期間①前後の保険料は納付済みであり、15か月と比較的短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②のうち昭和46年10月から48年3月までの期間について、申立人は、D市に移動してから、同市から「未納期間の国民年金保険料は、今なら納付できる。」と聞き、遡って国民年金保険料を一括で納付した記憶があるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記1のとおり35年10月頃に払い出されたと推認され、このことから、当該期間は保険料を納付できた期間である。

また、申立人は、申立期間②直後の昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料を同年12月20日にまとめて納付しており、同時期頃に申立期間②のうち46年10月から48年3月までの保険料を過年度納付した可能性は否定できない上、18か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

3 申立期間②のうち昭和45年7月から46年9月までの期間について、申立人は、上記2と同様に申述しているが、申立人が申立期間②直後の48年4月から同年12月までの保険料をまとめて納付した同年12月20日時点では、45年7月から46年9月までは時効により保険料を納付することはできない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②のうち昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月

申立期間について、私は、昭和 54 年 9 月に会社を退職し、A 町役場で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。次の就職をするため、普通自動車免許を取得したいと思い、A 町では通学に不便だったので、同年 12 月に B 市にある叔母の家から通うため B 市に住所を移し、同市役所で住所移転の手続を行い、同市役所で保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 12 月に A 町から B 市の叔母の家に住所を移転して、B 市役所で住所変更手続及び国民年金保険料の納付も行ったとしている。このことについて、申立人の国民年金手帳の「変更後の住所」欄に、同年同月に B 市に住所を変更した旨の記載があることから申立人の申述には信憑性が認められる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年 9 月頃に払い出されたと推認され、申立期間は保険料を納付できる期間である。

また、申立人は、申立期間直前の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間以外の未納期間は無いことから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる上、申立人が、1 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から62年3月まで

私は、A市役所から未納があるとの連絡があったので、国民年金保険料の納付時期は忘れたが20万から35万円程度の国民年金保険料を遡って一括納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和60年1月から62年3月までの期間について、申立人は、A市役所から未納があるとの連絡があったので、国民年金保険料の納付時期は忘れたが20万から35万円程度の国民年金保険料を遡って一括納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年2月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち60年1月から62年3月までの期間は保険料を納付できる期間である。

また、A市役所では、納期限が迫っている場合は過年度納付書を発行することがあり、同市役所内には指定金融機関もあったとしており、これらの取扱いは申立人の申述と符合する。

さらに、申立人は、申立期間以降の保険料は納付済みである上、27か月と比較的短期間である当該期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち昭和59年10月から同年12月までの期間について、申立人は前記1と同様に国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記1のとおり62年2

月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から50年3月まで

婚姻した昭和49年11月頃に、義母の知人に高齢になっても年金を受給できない方がいたことから、義母が私の国民年金の加入手続をして、20歳まで遡って国民年金保険料を納付し、年金手帳と領収書を私に渡してくれた。申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和48年4月から50年3月までの期間について、申立人は、その義母が申立人の国民年金の加入手続をして、20歳まで遡って国民年金保険料を納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年7月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち48年4月から50年3月までの期間は保険料を納付できる期間である。

また、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料は全て納付済みである上、遡って納付したとするその義母の保険料は、国民年金加入期間（昭和36年4月から48年4月まで）全て納付済みであり、その義母が24か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち昭和46年\*月から48年3月までの期間について、申立人は前記1と同様に20歳まで遡って国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記1



のとおり 50 年 7 月頃払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から60年3月まで

昭和54年10月に会社を退職後、妻がA市役所において国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、それ以降、妻が夫婦二人分の保険料を納付したはずである。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和58年1月から60年3月までの期間について、申立人は、その妻が国民年金加入手続及び保険料納付をしてくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、58年1月から60年3月までの期間は、遡って保険料を納付できる期間である。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間に未納は無く、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとするその妻は、昭和52年4月に国民年金に任意加入した以降、全て保険料を納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる上、その妻が申立人の申立期間のうち、58年1月から60年3月までの期間の国民年金保険料を遡って納付した可能性は否定できず、27か月間と比較的短期間である当該期間の保険料を遡って納付できなかった特段の事情も見当たらない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 54 年 11 月から 57 年 12 月までの期間について、申立人は上記 1 と同様に主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は上記 1 のとおり 60 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から44年8月までの期間及び45年1月から47年3月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、35歳又は36歳くらいの頃だったと思うが、家族の間で国民年金保険料を遡って納付できることが話題になり、両親から国民年金の加入を勧められたので、A市役所で国民年金の加入手続を行った。また、その際、保険料を遡って納付したい旨を申し出て、金額を計算してもらい、10万円単位の保険料を遡って納付した。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金の加入手続を行った際、国民年金保険料を遡って納付したい旨を申し出て、10万円単位の保険料を遡って納付したとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年2月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるが、その時期に実施されていた第2回特例納付（49年1月から50年12月まで実施。）により、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち昭和40年4月から44年8月までの期間及び45年1月から47年3月までの期間は、強制第1号被保険者資格期間となっており、特例納付を行うことが可能な期間である。一方、44年9月から同年12月までの期間は、厚生年金保険被保険者資格期間となっているが、この記録は平成20年4月8日に追加されたもので

あり、上記の国民年金手帳記号番号払出時点では強制第1号被保険者資格期間とされていたと推認されることから、特例納付を行うことが可能な期間である。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、申立期間に接する昭和47年4月から同年12月までの期間は第2回特例納付により国民年金保険料が納付され、48年1月から49年3月までの期間は50年7月に保険料が納付された記録となっており、これらの期間と申立期間の保険料を一緒に納付したとすると、合計額は10万1,100円となることから、10万円単位の保険料を納付したとする申立人の申述に不自然さは見られない上、申立期間直後の昭和47年4月から同年12月までの期間のみ特例納付を行っている記録となっているのは不自然である。

加えて、オンライン記録によると、申立人の国民年金保険料は、申立期間直後の昭和47年4月から申立人が60歳に達する前月の平成11年\*月までの期間は全て納付済みとなっていることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、昭和44年9月から同年12月までの期間については、申立人は厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年7月10日

A社から支給された申立期間の賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成21年7月10日支給の賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与明細書における保険料控除額から、12万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年7月10日

A社から支給された申立期間の賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成21年7月10日支給の賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与明細書における保険料控除額から、14万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ



いては、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年7月10日

A社から支給された申立期間の賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成21年7月10日支給の賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与明細書における保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和59年12月1日から60年1月5日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を59年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②及び③に係る標準報酬月額の記録について、申立期間②は10万4,000円、申立期間③は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間②及び③の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間④について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成2年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額の記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年11月1日から60年1月5日まで  
② 昭和60年9月  
③ 昭和62年9月から63年7月まで  
④ 平成2年5月29日から同年6月1日まで

年金記録によれば、A株式会社での厚生年金保険の加入は、昭和60年1月5日からであるが、当時の給与支払明細書では、59年12月の給与から厚生年金保険料の控除が開始されているので、保険料が翌月控除であれば、同年11月の加入ではないか。また、60年9月と62年9月から63年7月までの期間は、保険料納付額より、給与支払明細書の厚

生年金保険料控除額が高い。そして、平成2年5月は厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、同月は月末まで継続して勤務し、翌月に新会社に移籍した。以上の期間について調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が提出したA株式会社が発行したとされる給与支払明細書から、申立人が申立期間の昭和59年11月には当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、当該給与支払明細書から、申立人の厚生年金保険料の控除は昭和59年12月分給与から開始されていることが確認できる上、申立期間の給与は、同僚の証言及び申立期間②及び③に係る厚生年金保険料率と保険料控除額のそれぞれの変更月から判断すると、月末締め、当月控除であったと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①のうち、昭和59年12月1日から60年1月5日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、事業主が、申立人の資格取得日について「昭和60年1月5日」と社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認できることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る59年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間②は10万4,000円、申立期間③は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと

から、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間④については、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人が平成2年5月31日までA株式会社に勤務していたことが認められ、申立人提出の給与支払明細書により、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が、申立人の資格喪失日について「平成2年5月29日」と社会保険事務所に届け出ていることが確認できることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る2年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間①のうち、昭和59年11月1日から同年12月1日までの期間については、申立人提出の給与支払明細書及び同僚の供述により、申立人が当該期間についてA株式会社に勤務していたと認められるものの、当該給与支払明細書において同年11月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から平成 2 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から平成 2 年 1 月まで  
夫が昭和 59 年 8 月に会社退職後、すぐに夫婦で A 市役所（現在は、B 市 C 区役所）に行き、国民健康保険の加入手続を行った際、夫婦の国民年金の加入手続を併せて行った。保険料は私が夫婦二人分を郵便局や信用金庫等で納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和 59 年 8 月に会社退職後、すぐに夫婦で A 市役所に行き、国民健康保険の加入手続を行った際、夫婦の国民年金の加入手続を併せて行い、保険料は申立人が夫婦二人分を郵便局や信用金庫等で納付していたと申し立てているが、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 4 年 3 月 18 日に国民年金第 3 号被保険者資格取得届出手続を行った際に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間である上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立期間は、平成 4 年 3 月 18 日に申立人の国民年金被保険者資格の得喪記録が整理された結果生じた未納期間であり、それまでは未加入期間であったと推認されることから、制度上保険料を納付することはできなかったと考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から3年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から3年12月まで

私は、平成元年8月に会社を退職して、しばらくたってからA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、保険料納付をしていたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年8月に会社を退職して、しばらくたってからA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、保険料納付をしていたとしているが、申立人は加入状況及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成6年1月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私は、昭和47年4月頃、テレビのニュースで「国民年金の任意加入により年数を長くかければ年金額が多くなる。」と聞き、A町役場のB出張所で国民年金の任意加入手続を行い、金額は定かではないが、同出張所の窓口で申立期間の国民年金保険料を定期的に納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年頃に放送されたテレビのニュースをきっかけに、申立人自身がA町役場のB出張所で国民年金の加入手続を行い、同窓口で国民年金保険料を納付したと主張している。しかしながら、申立人が所持する年金手帳によれば、申立人が国民年金の任意加入被保険者の資格を取得したのは「昭和49年4月3日」と記載され、かつ、「昭和49年4月19日発行」と記載されている上、申立人は、当該手帳以外に別の年金手帳の交付を受けていないとしていることから、申立人が、国民年金の任意加入手続を47年頃に行ったとする状況は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人が所持している年金手帳の発行時期と同時期の昭和49年4月頃に、C町（現在は、D市）で払い出されたものと推認され、このことからすると、申立期間は任意加入の未加入期間と推認され、制度上国民年金保険料を納付することができない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、当委員会が、日本年金機構E事務センターに、国民年金手帳記

号番号台帳管理簿（紙台帳、昭和47年1月から49年6月までの期間。）により、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されているかどうかの調査を依頼したが、その結果、申立人の氏名は確認できなかった。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から平成元年 4 月まで

申立期間について、私は平成元年 4 月又は同年 5 月頃に、A 市役所の職員から「昭和 54 年 5 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料を納めないで国民年金に加入できない。」と言われ、母がその期間の保険料として 38 万円ほどを納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その母が、平成元年 4 月又は同年 5 月頃に申立期間の国民年金保険料を 38 万円ほど納付したとしている。しかしながら、申立人は、国民年金の加入時期等に関する記憶が明確でなく、また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母は、納付した保険料の内訳及び納付時期等の記憶は明確でなく、申立人は納付に関与していないため、国民年金の加入時期及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 3 年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人のオンライン記録では、平成元年 5 月から 3 年 3 月までの 23 か月分の保険料を「平成 3 年 6 月 28 日」にまとめて納付した記録が確認されることから、申立人は、このことと混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から平成元年 3 月まで

申立期間について、私は 20 歳の頃は大学に行くための勉強中であり、国民年金に対する知識や関心が余りなかったため、私が 20 歳になった昭和 59 年\*月頃に、父が私の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれたはずである。しばらくして、自分で国民年金保険料を A 市役所や同市役所支所等で納付するようになった。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、20 歳になった昭和 59 年\*月頃は大学に行くための勉強中だったので、その父が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料もその父が納付してくれたとしている。

しかしながら、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその父は、「当時の記憶が全く無い。」と供述しており、保険料の納付状況が不明である。

また、オンラインの資格取得日は「H 2 . 4 . 1」と記録されているところ、申立人が所持する年金手帳にも、初めて被保険者となった日が「平成 2 年 4 月 1 日」と記載されていることから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 2 年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち昭和 59 年 9 月から 63 年 3 月までは時効により保険料を納付できず、同年 4 月から平成元年 3 月までは遡って保険料を納付できる期間であるが、申立人の父は、当時の記憶は無いとしている上、

当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から53年3月まで

私は会社を退社した昭和51年1月頃から婚姻した53年4月頃までA区に住んでおり、申立期間の国民年金保険料は同区のB郵便局で月々納付した。その後、53年4月の婚姻に伴いC市に転居し、国民年金の加入手続はC市役所D所で行った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退社した昭和51年1月頃から53年4月頃までA区に居住し、申立期間の保険料は同区のB郵便局で月々納付したとしているが、申立人は同区における国民年金の加入手続に関する記憶が明確ではなくその状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年4月又は同年5月頃にC市で払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年8月までの期間及び51年2月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年8月まで  
② 昭和51年2月から62年3月まで

私が20歳になった頃、A市(当時)から国民年金加入の案内が郵送で届いた。両親の勧めもあり、両親のどちらかに加入手続をしてもらい、保険料は、父か母が毎月家に集金に来るB銀行(当時)の銀行員に家族分の保険料を納めていた。申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は20歳になった頃、両親のどちらかに国民年金の加入手続をしてもらい、国民年金保険料は両親が毎月家に集金に来ていたB銀行の銀行員に家族分の保険料を納めたとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする両親について、その父は既に他界しており証言を得られず、その母の納付状況に関する記憶は明確でない上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付について直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から昭和62年4月頃に払い出されたと推認され、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間①及び②のうち51年2月から59年12月までは、時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間②のうち、60年1月から62年3月までは、遡って保険料を納付する期間であるが、申立人の母は保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立期間②は134か月と長期間であり、行政側において長期間にわたり記録誤りや記録漏れが続いたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から3年3月まで

私が20歳になった平成2年\*月頃、A町役場(当時)から実家に電話があり、私の国民年金について加入を勧められ、父は、同町役場で私の国民年金の加入手続を行い、口座振替で国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった平成2年\*月頃、その父が、A町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、口座振替で国民年金保険料を納付していたとしている。しかしながら、その父は、申立人が20歳になった際、A町役場で申立人の国民年金の加入手続を行ったが、年金手帳は交付されなかったとしており、また、保険料については、税金等と一緒に口座振替で納付していたため、金額については覚えていないとしている上、申立人は自身の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、戸籍の附票によると、申立人は、昭和63年4月5日から平成3年4月7日までの期間は、B町(現在は、C市)に住所を定めていたとされており、申立期間において、住所地ではないA町では国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行うことはできない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成3年7月頃に払い出されたと推認され、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人は同年4月1日に国民年金被保険者資格を取得していると記録されていることから、申

立期間は未加入期間であると推認され、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 7 日から 43 年 5 月 29 日まで  
厚生年金保険の記録では、有限会社Aを退職後の昭和 43 年 8 月 2 日に脱退手当金を受け取ったことになっているが、請求した記憶も受け取った記憶も無い。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた事業所に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 8 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。